

第67回税理士試験 法人税法
第一問(理論)解答

問1 青色申告制度について

(1) 青色申告制度の適用要件(各2点、計4点)

- | |
|--|
| 1 一定の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受けること。 |
| 2 一定の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存すること。 |

(2) 青色申告の承認が取り消されることとなる事実(各2点、計4点)

- | |
|---|
| ① その事業年度に係る帳簿書類の備え付け、記録又は保存が財務省令で定めるところに従って行われていないこと |
| ② その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること |

※ 「その事業年度に係る帳簿書類について税務署長の指示に従わなかったこと」又は「確定申告書を提出期限までに提出しなかったこと」でも可

(3) 青色申告法人にのみ適用される制度(租税特別措置法上の制度を除く。)(各1点、計3点)

- | |
|--------------|
| ① 青色欠損金の繰越し |
| ② 欠損金の繰戻還付 |
| ③ 青色申告書に係る更正 |

問2

(1) 外国子会社配当益金不算入制度について

① 外国子会社の要件 (3点)

内国法人が外国法人の発行済株式等(その外国法人が有する自己株式等を除く。)の25%以上を、その剰余金の配当等の額の支払義務確定日以前6月以上引き続き有している場合その他一定の場合の外国法人をいう。

② 外国子会社配当に対して課された外国源泉税の取扱い (2点)

内国法人が外国子会社配当の益金不算入の規定の適用を受ける場合には、その剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額は各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

③ 外国子会社配当の一部が当該国で損金算入される場合の内国法人が受け取る配当についての課税関係 (4点)

内国法人が外国子会社から受ける剰余金の配当等の額で、その剰余金の配当等の額の全部又は一部がその外国子会社の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の法令において、その外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額については、外国子会社配当等の益金不算入の規定は適用せず、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入されるが、損金算入対応受取配当等の額をもって、適用除外とされる剰余金の配当等の額とすることができるため、損金算入対応受取配当等の額は、益金の額に算入され、それ以外の剰余金の配当等の額については、その剰余金の配当等の額からその剰余金の配当等の額の5%に相当する金額を控除した金額を益金の額に算入しない。

(2) 外国税額控除制度について

① 外国法人税の意義 (2点)

外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいう。

② 外国税額控除の対象とならない「外国法人税の額」(各1点、計3点)

① その所得に対する負担が高率な部分と認められる外国法人税の額

② 外国子会社配当の額を課税標準として課される外国法人税の額

③ 内国法人の通常行われる取引と認められない取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額

※ 「法人税に関する法令の規定により法人税が課されない金額を課税標準として課される外国法人税の額」でも可

③ 外国税額控除適用後に、外国法人税の額が減額され場合の処理

外国税額控除適用事業年度開始の日後7年以内に開始するその内国法人の各事業年度においてその外国法人税の額が減額された場合には、その内国法人のその減額されることとなった日の属する事業年度(以下「減額に係る事業年度」という。)以後の各事業年度については、その減額に係る事業年度においてその内国法人が納付することとなる控除対象外国法人税の額から減額控除対象外国法人税額に相当する金額を控除する。(3点)

減額に係る事業年度の控除対象外国法人税額から控除できない場合には、前3年以内の控除限度超過額からその控除できない金額を控除し、なお控除できない金額がある場合には減額に係る事業年度の翌事業年度以後2年以内の事業年度の控除対象外国法人税額から控除し、さらに控除できない金額は益金の額に算入する。(2点)

(3) 外国子会社合算税制について

① i 外国関係会社の意義 (2点)

居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者によって、その発行済株式等の50%超が直接及び間接に保有されている外国法人をいう。

① ii 特定外国子会社等の意義 (2点)

外国関係会社のうち、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域における税負担が本邦における税負担に比して著しく低いものとして一定のものをいう。

② 制度の適用を受ける内国法人の範囲

制度の適用を受ける内国法人は、次のいずれかに該当する内国法人である。

① その外国関係会社の発行済株式等の10%以上を直接及び間接に保有する内国法人 (2点)

② その外国関係会社の発行済株式等の10%以上を直接及び間接に保有する一の同族株主グループに属する内国法人 (2点)

③ 適用除外基準とその意義 (各1点、計12点)

適用除外基準		基準の意義	適用除外基準が業種によって異なる場合の代表的な業種
1	事業基準	特定外国子会社等が行う主たる事業が、株式等の保有、工業所有権等の提供、船舶等の貸付でないこと。	——
2	実体基準	本店所在地において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有していること	——
3	管理支配基準	本店所在地において、事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。	——
4	非関連者基準	その事業を主として特定外国子会社等の関連者以外の者との間で行っていること。	卸売業
	所在地国基準	その事業を主として本店所在地国において行っていること。	製造業

(注) 特定外国子会社等の業種によって、判定する適用除外基準が異なるものについては、第4欄に記載すること。